

業務仕様書

1 業務名

大阪・関西万博を契機とする関西圏における三重県情報発信業務

2 業務期間

契約締結の日から令和8年3月19日(木)まで

3 業務目的

2025年に開催される大阪・関西万博は、三重の魅力を国内外に発信する絶好の機会であることから、本県においても、関西広域連合が設置する関西パビリオン内に三重県ブースの出展や、会場内にて催事イベントが予定されている。

三重県ブースでは、「日本のこころの原点 ～美し国みえへとつづく時を超えた物語～」をテーマに観光や食、文化などの展示を行い、また、期間限定展示として6つの特集テーマを設定し「熊野古道」、「常若」、「歴史・文化」、「自然」、「産業」、「食」の多彩な魅力を取り上げる。

このように、万博の三重県ブースで取り上げた三重の魅力発信を契機ととらえ、関西圏(近畿2府4県)において、三重県への関心をさらに高め、より多くの人々に効果的に情報発信することにより、三重県への誘客へ繋げる。

4 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。

(1)「三重の魅力発信冊子」(以下、冊子という。)の発行

三重県魅力をより多くの人々に伝え、三重県への誘客を図るためのきっかけとして、大阪・関西万博の関西パビリオン内三重県ブースへの来場を促すため、三重県の観光・物産・食などの魅力を発信する冊子を発行すること。

ア 冊子の作成

- ・大阪・関西万博の関西パビリオン内三重県ブースの出展内容と連携し、なおかつ万博終了後を見据えた、三重県への誘客を促す内容とする。
- ・三重県ブースの出展内容とは、期間限定展示(特集テーマ:熊野古道、常若、歴史・文化、自然、産業、食)(参考 <https://www.pref.mie.lg.jp/common/05/ci400016263.htm>)のことを指し、冊子においてはこの特集テーマを取り上げること。
- ・ターゲット層は関西圏(近畿2府4県)の居住者及び来訪者で、大阪・関西万博の三重県ブースへの来場や三重県への旅行が期待できる層とすること。
- ・作成部数は5000部以上とする。
- ・ページ数は表紙裏表紙を含めて8ページ以上とする。
- ・サイズはAB判(縦257mm×横210mm)又はA4判(縦297mm×横210mm)とする。
- ・発行は大阪・関西万博開催期間中とし、事業者が提案すること。ただし、「三重の祭り」をテーマとした自治体催事(場所 EXPO アリーナ「Matsuri」)が令和7年9月22日に予定されてお

り、当該催事への誘客も図りたいことから、令和7年9月21日までに発行することが望ましい。
・紙面データ又は素材を納品することとし、原則二次利用できるものとする。ただし、その詳細については三重県と協議して決定する。

(2) 冊子の配布及びインターネットでの誘導

上記4(1)に付随する業務として、次のア、イを行うこと。

ア 冊子の配布

- ・配布場所は、関西圏(近畿2府4県)で1か所以上を原則とし、事業者が提案すること。
- ・配布実施日は大阪・関西万博開催期間中とし、事業者が提案すること。なお、4(1)と同様の理由により、令和7年9月21日までに配布することが望ましい。
- ・配布方法(手交、設置等)や配布部数は、より効果的な方法・部数を事業者が提案すること。

イ インターネットでの誘導

- ・時期を問う内容など冊子には掲載の難しい情報や、冊子とは異なる切り口によって三重県への誘客に繋がる情報等に関して、冊子を補完する形の情報発信として、WEB記事を1本以上作成・公開すること。
- ・掲載媒体は、三重県への旅行が期待できる関西圏(近畿2府4県)の居住者及び来訪者へ訴求効果が高い媒体とし、事業者が提案すること。
- ・公開時期は令和8年3月19日(木)までとし、事業者と三重県が協議をして決定すること。

(3) 大阪・関西万博終了後を見据えた情報発信

上記に加え、大阪・関西万博終了後も三重県へ多数の人に訪れてもらえるよう、三重県の魅力が伝わる実施可能かつ効果的な情報発信方法を提案すること。その際、冊子内容を活用できる方法であることが望ましい。

5 契約金及び経費等

契約金の範囲内で本事業を行うものとし、対象経費は本事業の実施に真に必要なものに限る。

6 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員(後方支援者も含む)について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図(後方支援体制を含む)を提出すること。

連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員(後方支援者も含む)は、業務を遂行する際は、社員証等の受注業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

7 納品する成果品

以下の資料を令和8年3月19日(木)までに、関西事務所に紙媒体2部および電子媒体(CD-

ROM等)1式で提出すること。

- (1)業務完了報告書
- (2)本業務において制作された資料等
- (3)その他、三重県が成果品として提出をもとめるもの

8 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

9 契約金の支払い方法及び支払時期

契約金の支払は、本業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとする。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下「暴排要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

11 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1)受注者が契約の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 契約事務担当所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。

(2)契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

12 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。

13 その他、受注上の留意点

- ・事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議して実施するものとする。
- ・その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。
- ・受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに三重県に報告し、三重県の指示に従うこととする。

- ・業務遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこととする。
- ・契約締結権者は、必要に応じ、受注先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- ・この契約にかかる会計関係書類は、本事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存することとする。
- ・個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとする。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により本事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則があります。
- ・感染症の拡大など、不測の事態により業務の内容に変更が生じる場合は、三重県と受注者が協議のうえ、契約金を減額する場合がある。

14 連絡先(担当部局)

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目11-4 大阪駅前第4ビル8F

三重県関西事務所 営業推進課

担当 川瀬、伊藤

TEL 06-6347-1932 FAX 06-6347-1935

E-mail mkansai@pref.mie.lg.jp